

セネガル： ダカール州及びティエス州を対象とする
新型コロナウイルスに係る保健衛生上の危機宣言の延長

【ポイント】

- セネガルのサル大統領は、ダカール州とティエス州を対象とする新型コロナウイルスに係る保健衛生上の危機宣言を1月間延長しました。
- 同宣言に伴い、2月20日、内務省は、ダカール州及びティエス州を対象として、3月20日までの人・物の移動や集会等を引き続き禁止する措置を発表しました。
- 今後も追加措置が発出される可能性がありますので、最新の情報入手に努めてください。また、不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、引き続き感染予防にご留意ください。
- さらに、感染者数の増加により、当地の医療機関が逼迫しており、新型コロナウイルスか否かにかかわらず、医療機関の受診等が困難になっておりますので、十分ご注意ください。
- 引き続きセネガルは感染症危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

【本文】

セネガルのサル大統領は、ダカール州とティエス州を対象とする新型コロナウイルスに係る保健衛生上の危機宣言を1月間延長しました。

これに伴い、2月20日、内務省は、ダカール州及びティエス州を対象として、3月20日までの人・物の移動や集会等を引き続き禁止する措置を発表しました。これにより、夜21時から早朝5時までの時間帯において人・物の移動が禁止されるほか、全ての公的な集会、すべての私的な集会（洗礼、婚姻、レセプション、宗教行事を含む）、一般客が立ち入る場（特にホテル、劇場、ディスコ、バー、カフェ、ビーチ、マルシェ、スポーツ施設）における全ての集会も禁止されます。

同発表ではさらに、セネガル全土を対象とする公共の場や行政機関、商業施設、輸送機関等でのマスク着用義務についても改めて注意を促しています。

これらの措置に従わなかった場合は、法や規則に基づき罰則が与えられる恐れもありますので、措置の順守をお願いします。

今後も追加的な措置が発出される可能性がありますので、在留邦人の皆さまは最新の情報入手に努めていただくとともに、不要不急な外出を可能な限り控えてください。

セネガルではダカール州、ティエス州を中心として、全土において新型コロナウイルス感染症の感染者数が高水準にあります。在留邦人の皆さまにおかれましては引き続きマスクの着用、うがい、手洗い、換気の励行等、引き続き感染予防にご留意ください。

さらに、感染者数の増加により、当地の医療機関が逼迫しており、新型コロナウイルスか否かにかかわらず、医療機関の受診等が困難になっておりますので、十分ご注意ください。

引き続きセネガルは感染症危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されてい

ます。

(参考ウェブサイト)

●外務省海安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)